短時間正社員規程（ひな形）

（目　　的）

第1条 この規程は、短時間正社員制度の労働条件および服務規律を定めたものである。

（適用範囲）

第2条 この規程は、短時間正社員（1週間の所定労働時間が〇時間以上〇時間以下の社員であって、期間の定めのない労働契約を締結した者（育児・介護休業法で定める短時間勤務制度の適用を受ける者を除く）に適用される。

2. この規則に定めのない事項については、通常の正社員（以下単に「正社員」という）に適用される就業規則および労働基準法その他の法令の定めるところによる。

（対象者）

第3条 短時間正社員となることができる者は、次のいずれかの事由により短時間正社員となることを希望する者とする。

（1） 子供の養育のため

（2） 家族の介護のため

（3） 自己啓発のため

（4） 地域活動やボランティア活動のため

（5） 健康上の理由で、フルタイム勤務が難しい場合

（6） パートタイム従業員で正社員登用試験に合格して正社員になった場合

（7） パートタイム従業員として5年以上勤務し、無期転換を申出て無期契約になった場合

（8） その他会社が認めた場合

（正社員から短時間正社員への転換）

第4条 短時間正社員になることを希望する正社員は、会社に短時間正社員申請届を提出して申し出ることができる。

2. 前項による申し出は、原則として会社は認めるが、転換しようとする理由が著しく制度の趣旨および目的に沿わない場合は、認めない場合がある。

3. 第1項の規定による申出を会社が認めた場合、原則として申出日より〇か月以内で期日を指定して、当該労働者を短時間正社員へ転換させるものとする。ただし、業務の都合等により転換時期を延期することがある。

4. 短時間を限定すべき事情が消滅して、短時間正社員から正社員への転換の願い出があった場合は、本人との話し合いの上で転換の日を決めて、正社員への転換を認めるものとする。

（転換の制限）

第5条 転換した短時間正社員は、原則として、その後〇年間は再転換をすることができない。ただし、会社が認めた場合は、この限りではない。

（労働時間、休憩時間および休日）

第6条 始業および終業の時刻、休憩時間並びに休日は、個別に定める。

（時間外労働）

第7条 短時間正社員に前条で定める労働時間を超えて、または前条で定める休日に労働させないことを原則とする。ただし、短時間正社員との協議の上、前条で定める労働時間を超えて、労働させる場合がある。

（転　　勤）

第8条 短時間正社員には、転居をともなう異動・転勤は命じないものとする。ただし本人の同意のもと異動・転勤させることはある。

（年次有給休暇）

第9条 勤続年数に応じ、前年の所定労働日数の8割以上を出勤した短時間正社員に対して、以下の表に掲げる年次有給休暇を与える。

・雇入れの日から起算した継続勤務期間の区分に応ずる年次有給休暇の日数

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 週所定  労働  時間 | 所定  労働  日数 | 6か月 | 1年  6か月 | 2年  6か月 | 3年  6か月 | 4年  6か月 | 5年  6か月 | 6年  6か月 |
| 30時間以上 | | 10日 | 11日 | 12日 | 14日 | 16日 | 18日 | 20日 |
| 30時間  未満 | 5日 |
| 4日 | 7日 | 8日 | 9日 | 10日 | 12日 | 13日 | 15日 |
| 3日 | 5日 | 6日 | 6日 | 8日 | 9日 | 10日 | 11日 |
| 2日 | 3日 | 4日 | 4日 | 5日 | 6日 | 6日 | 7日 |
| 1日 | 1日 | 2日 | 2日 | 2日 | 3日 | 3日 | 3日 |

2. 発生後1年以内に使用できなかった年次有給休暇は、翌年度に限り繰り越されるものとする。

3. 短時間正社員は年次有給休暇を取得しようとするときは、休暇日の1週間前までに所定の用紙にて請求するものとする。ただし会社は、事業の正常な運営を妨げると判断したときは、短時間正社員の指定した時季を変更することがある。

4. 3日以上連続の年次有給休暇を取得しようとするときは、休暇日予定日の2週間以上前に所属長に申し出て、休暇中の業務の引き継ぎや対応について相談を行い、休暇中の業務に支障がでないようにしなければならない。

5. 会社は、従業員代表との書面による協定を結び、各短時間正社員の有する年次有給休暇のうち5日を超える部分について、あらかじめ時季を指定して与えることができる。

6. 短時間正社員が急な事由により欠勤した場合には、会社がやむを得ない事由であると認めた場合に限り、欠勤日を年次有給休暇取得日に振り替えることができるものとする。

7. 年次有給休暇を午前と午後の二分し、取得することができる。これを半日休暇という。この場合、始業・終業時刻は各部門長の判断によるが、最低3時間45分以上勤務しなければならない。

8. 第1項の年次有給休暇が10日以上与えられた労働者に対しては、付与日から1年以内に、当該労働者の有する年次有給休暇日数のうち5日について、会社が労働者の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して取得させる。ただし、労働者が第5項の規定による年次有給休暇を取得した場合においては、当該取得した日数分を5日から控除するものとする。

（賃　　金）

第10条 短時間正社員の賃金については、正社員の所定労働時間に対する、短時間正社員の所定労働時間の割合に応じて、基本給、〇〇手当、〇〇手当を支給する。通勤手当は、所定労働日数が1か月に〇日以上の場合は、1か月の通勤定期代を支給し、1か月に〇日未満の場合は、1日当たりの往復運賃に出勤日数を乗じた金額を支給する。

（賞　　与）

第11条 賞与は、正社員の所定労働時間に対する、短時間正社員の所定労働時間の割合に応じて支給する。

（退職金）

第12条 退職金算定の際の勤続年数の計算に当たっては、正社員として勤務した期間に、短時間正社員として勤務した期間を通算する。

（社会保険・労働保険の加入）

第13条 健康保険・厚生年金保険および雇用保険の被保険者に該当する短時間正社員については、会社は必要な手続きを取る。

（付則）

この規程は、令和　　年　　月　　日から施行する。